

「裁判外における紛争処理制度（ADR）に関する基本的な法制」のイメージ （ADR 検討会における議論の整理案）

本イメージは、これまでの検討会の議論やこの夏に実施した意見募集の結果などを総合的に勘案して、現実論として考えられる ADR に関する基本的な法制の体系的イメージを示したものである。

司法制度改革審議会意見にあるとおり国民がより利用しやすい司法を実現するためには裁判機能の充実に格別の努力を傾注すべきことに加えて、ADR が国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるようその拡充、活性化が強く期待されているところである。

わが国における ADR は、一部のものを除き歴史も浅く、また、これまで ADR を巡る議論の蓄積も必ずしも十分ではなかったといえる。ADR 検討会においては、このように、いわば発展途上の段階にあるわが国 ADR についていかにその拡充、活性化を図っていくかについて、関係団体からのヒアリングや国民に対する意見募集を通じて、幅広い意見を伺いながら、主として共通的な制度基盤の整備について検討を進めてきたところである。その対象とした検討テーマは意見募集の際に整理したように非常に多岐にわたるが、その採否や具体的な制度設計については、ADR の将来性にも着目し、できる限りその自主性、多様性を生かしながら特に社会的に弱い立場にあるような利用者が不測の被害をこうむることのないよういかに適正性を確保するかといったような点などで議論が分かれることもあった。もとより、これらはいずれも重要な視点であると考えられるが、本イメージは、今回の措置が総合的な ADR の制度基盤の整備に向けた、第一歩であることも勘案して、基本的には

ADR の健全な発展を図るために必要と考えられる特別の法的効果の付与や規制の緩和について、積極的に検討するとともに、これらに伴う最低限の適格性の要件を確保するためのものを除き、新たな規制的な措置の導入については慎重に考える。

他方、現時点では国民の間に導入について不安感がある措置や、現行制度との整合性が図りがたい措置の導入については慎重を期し、場合によっては将来にわたっての検討課題とした上で、当面法的措置以外の改善策を積極的に検討する。

というスタンスをとっている。

また、ADR の拡充、活性化のためには、こうした法的措置の検討のみならず、別途関係省庁等連絡会議等で検討されているような関係機関間の連携強化をはじめ、実務、運用面での改善策も重要であることは言うまでもない。こうした点については、ADR 検討会としても、今後とも、適宜報告を受けるとともに、今回将来にわたっての検討課題とされたものも含め、積極的に検討、提言を行っていく予定である。

なお、本イメージで想定している法的措置については、民法をはじめとした現行法制との整合性が確保されなければならないものも含まれており、これらについては今後ともこうした観点から十分慎重な検討が行われるべきである（こうした検討の結果によっては所要の変更が必要となることもありうる。）。

・立法目的（基本的な法制の枠組み）

A D R（司法型、行政型を含む。）の健全な発展を図ることによって、民事上の紛争の解決方法を選択する機会の拡充を図ることを目的とし、そのために、A D Rに関する基本理念や国等の責務を定めるとともに、A D R（司法型を除く。）の利便性・実効性・信頼性を確保するための各種特例措置を講ずる。

（注）相談（一方当事者に対する紛争解決のための助言、一方当事者の主張の他方当事者への取次ぎにとどまるもの）については、具体的措置の対象とはしない。

・総則（基本的事項 / 一般的事項）

1．基本理念

A D R^{（注）}は、その健全な発展が図られることによって、裁判とともに、多様かつ広範な国民の要請に応えて民事上の紛争の解決方法を選択する機会の拡充を図る上で重要な役割を担うことが期待されるものであることにかんがみ、国、地方公共団体、A D R提供者その他の関係者の緊密な連携の下に、その利便性、実効性及び信頼性の確保が図られなければならない旨の基本理念規定を置く。

（注）A D Rと密接な関連を有する相談の重要性について言及することについても更に検討する。

2．国の責務等

（1）国、地方公共団体の責務等

国は、基本理念にのっとり、A D Rの健全な発展に関する施策を策定・実施する責務を有し、また、A D Rに関する国民の理解を深めるための施策等を講ずべき旨の規定を置く。

また、地方公共団体についても、一定の責務を有する旨の規定を置く。

（2）A D R提供者等の責務

A D R提供者や主宰者は、一定の努力義務（公正な手続運営の確保、利用者への情報提供、質の高いA D Rの担い手の確保^{（注）}）を負う旨の規定を置く。

（注）具体的な内容については、「一般的事項」のうち、意見募集において努力義務として提示したもの（論点10～12）を念頭に置く。

（3）国民の役割

今回は規定の整備を見送る。

(4) 関係者の協力

国、地方公共団体、ADR提供者その他の関係者は、ADRの健全な発展を図るため、相互に連携を図りながら協力すべき旨の規定を置く。

3. ADR提供者等の義務

一般的事項のうち意見募集において民事上の義務として提示したもの(論点13~15)については、守秘義務を除き、今回は規定の整備を見送るが、重要事項の説明及び利害関係情報の開示について検討を行った趣旨を踏まえ、責務規定などに生かすことを更に検討する。

・民法等の特例(特例的事項)

1. 時効の中断(仲裁は対象外)

実効性のある紛争解決機能を有すると事前に確認されたADR提供者に申立てがあった後、和解が調わず訴訟手続きに移行した場合には、訴えの提起による時効中断の効力発生時期をADR申立て時まで遡らせるという考え方と、より一般的に、ADRにおける請求については、一定の要件の下にこれを特別の催告とみて、訴えの提起までの猶予期間を通常催告より一定期間の限度で延長する考え方について、そのメリット、デメリットを総合的に勘案しながら更に検討する。

2. 執行力の付与(仲裁は対象外)

当面は、関係者間の連携・協力を進めていく(の2(4)も参照)一環として、既存制度の利用者の利便に資する方策を検討することとするが、本件については、ADRで成立した和解の実効性が確保されるとともに、裁判との代替性が高まるとの見地から強くその付与を求める意見があることに鑑み、将来にわたっての検討課題とする。

3. 調停前置主義の不適用(仲裁は対象外)

一定の調停前置事件(地代借賃増減請求事件、人事に関する訴訟事件のうち離婚及び離縁の事件並びに家庭に関する民事訴訟事件)であって、ADRにおける和解交渉によって和解が調う見込みがないとされたものについて訴訟が提起された場合において、そのADRが公正かつ適確に手続きが進められたものと認められるときは、受訴裁判所は、その裁量的判断により、事件を調停に付さないことができることを明確にする。

4．訴訟手続の中止（仲裁は対象外）

A D Rによって紛争解決を図ることに合意している当事者から申立てがあった場合において、そのA D Rが公正かつ適確に手続きが進められるものと認められるときは、受訴裁判所は、その裁量的判断により、一定期間、訴訟手続を中止することができる旨の規定を置く。

5．裁判所によるA D Rの利用の勧奨

本件については、諸外国においてもA D R振興の重要な方策の一つとされていることにも鑑み、将来にわたっての検討課題とするが、関係者間の連携・協力を進めていく（の2（4）も参照）一環として、裁判所・A D R提供者間の連携についても検討することとする。

6．A D Rに係る法律扶助制度の見直し

当面は既存制度の利用者の利便に資する方策を検討することとするが、A D Rへのアクセス改善に資するという見地からその必要性を主張する意見があることに鑑み、将来にわたっての検討課題とする。

7．非弁護士によるA D R関係の法律事務の取扱い（仲裁を含む。）

（1）主宰

弁護士と共同し、又は弁護士の助言を得て、A D R主宰に係る一定の法律事務を行う場合には、弁護士法72条を適用しない旨の規定を置く^{（注）}。

（注）検討に当たっては、

A D R主宰に係る法律事務のうち、

- a）仲裁について、仲裁法により仲裁人の職務遂行の公正性や仲裁判断の法的公正性は確保されとの考え方もあること、さらに、仲裁人の資格を弁護士に限定しないのが国際慣行との指摘もあること等
- b）和解あっせんについて、必ずしも手続の全過程を通じて弁護士の関与を求めなくとも、当事者利益の保護や法律秩序の維持を確保し得るとの考え方もあること等

を踏まえ、弁護士の関与を必要とする行為の範囲を更に検討する。

また、主宰者となることができる者について一定の要件を設けることについても更に検討する。

なお、高度の法律知識を有すると認められる資格保有者がA D R主宰を行う場合における弁護士の関与を必要とする行為の範囲については、個別的に検討する。

（2）代理

必要性と相当性を踏まえて個別法で措置することについて、検討する。

・ 調停手続法（調停手続法的事項）

調停から仲裁等への移行に関する手続ルール、調停手続一般法ともに、UNCITRAL 国際商事調停モデル法が採択されたことも踏まえ、将来にわたっての検討課題とする。